

ごみ政策における 市民との協働に対する認識は

問 本市のごみ政策について、①ごみ集積場所の管理に対する地域負担の実態と支援の状況は。②市民との協働に対する認識は。

答 **生活環境部長**／①本市の条例では、「集積場所は、これを使用する者が管理し、清潔の保持に努めなければならない」とされていることから、ごみ集積場所の管理については自治会が行っている。自治会によってはごみの当番を割り当てるなどの対応を取っているが、近年は高齢者などが増え、その負担は増加しているものと認識している。市としては、

ごみ籠の購入や、ごみ集積場所の修繕費等に対する補助金の交付、違反ごみの回収など、ごみ集積場所の安定した運営のための支援を行っている。

市長／②市民との協働は、ごみ施策の根幹であり大変重要であると考えている。自治会や地域住民は、ごみの集積場所の管理や分別指導、環境美化啓発活動など多くの役割を担っており、負担を強いていると認識している。今後は、分別方法の周知徹底や不適切排出への対策等により、自治会等の負担を軽減していく。

深田 昇



教育職員の業務量管理と健康確保に 向けた各学校への支援は

問 教育職員の業務量管理と健康確保に向けた各学校への支援は。

答 **教育長**／本市では、教育職員が本来業務である授業や児童生徒の指導に集中できるよう、相談や福祉などの専門性の高い分野はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進し、ICTやAI等のDX分野については外部人材を紹介するなど、専門家の配置を拡充している。また、業務の見直しや会議時間の短縮、ICTを活用した事務作業の効率化など実情に応じた指導や助言を行うことで、教育職員

の負担軽減を図っていく。

問 要配慮者利用施設における津波避難対策に関する取組は。

答 **市長**／各施設で策定が義務づけられている避難確保計画の中で防災体制や避難誘導等を定めるほか、避難訓練の実施や避難経路の確認を行い、必要に応じて計画の見直しや変更がされている。訓練等の実施後には、施設から様々な要望や意見が寄せられており、その際には、現地確認や自治会及び関係部署との調整等を行い、安全で最適な避難経路の確保に取り組んでいる。

大草 満



新庁舎の整備・建て替えの見通しは

問 新庁舎の整備・建て替えの見通しは。

答 **市長**／現庁舎は、一九六六年の竣工以来、六十年の長きにわたり、行政サービス提供の拠点として、市の発展とともに歩んできた。現時点では、目標使用期間が二十年残っており、今すぐに検討に入る段階ではないが、いずれ訪れる庁舎の更新に当たっては、新庁舎の整備・建て替えの検討を計画的・段階的に進めることが重要であり、その在り方を、適切な時期に考えていく必要がある。また、新庁舎の整備・建て替えに当



▲ 1966 年竣工の現市役所本庁舎

たって、先進事例では、検討の段階で広く市民から意見を聴取しており、本市においても同様に市民の声に耳を傾け、合意形成を図りながら丁寧に進めていくことが重要であると考えている。

渡邊 博夫



地区センターの飲食を伴う 利用の制限を解禁する考えは

問 地区センターの飲食を伴う利用の制限を解禁する考えは。

答 **政策推進部長**／地域住民の交流の場における飲食を伴う集いや飲談が、円滑なコミュニケーションを促す要素であることは認識している。また、一部の地域住民から、地区センターでの飲食制限の解禁を望む声があることも承知している。しかしながら、飲食を無制限に解禁した場合、飲食後の清掃や消毒の徹底、マナー違反への対応などを、指定管理者の限られた人員で行うことは困難である。市としては、全ての地区セ

ンター利用者が、公平かつ清潔に利用できるよう、飲食制限の解禁については慎重に判断する必要があるものと考えている。現在は、原則として飲食は禁止するものの、納涼祭などの地区コミュニティイベントや料理教室における成果物の飲食、高齢者や子どもの居場所づくり等の福祉事業など、飲食を主目的としないイベント等についてのみ、その内容を踏まえ、飲食を認める取扱いとしているが、今後、各地区の実情や意見を聴きながら、施設管理の在り方を含め、検討していく。

渡部 二実

